

## 玉城町広報広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の資産を広告媒体として活用し、有料で広告掲載することに関し必要事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

(定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、次に掲げる町の資産のうち、広告を掲載することができるものをいう。

- (1) 町が発行する広報物及び印刷物
- (2) その他町の資産のうち町長が別に定めるもの

2 この要綱において「広告掲載」とは、広告媒体に企業等の広告を掲載することをいう。

第3条 広告媒体に掲載する広告は、品位等を考慮し掲載の可否を決定することとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令などに違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人の名刺広告にあたるもの
- (4) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- (5) 公衆に不快の念又は危害を与える恐れがあるもの
- (6) その他広報紙に掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告掲載の規格等)

第4条 広告掲載の規格、期間、募集方法及び料金は、広告媒体ごとに別に定める。

(申込者の資格)

第5条 広告媒体に広告の掲載を希望することができる者(以下「申込者」という。)は、国内に住所または事業所を有するものとする。

(広報掲載の承諾)

第6条 申込者は、あらかじめ町長の承諾を得なければならない。

2 前項の申込みがあったときは、第3条の規定による審査を行い、申込者に広報広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知する。

ただし、紙面の都合により掲載できない場合は、町内に住所を有する申込者の応募を優先する。

（掲載の位置）

第6条 広告を掲載する位置は、表紙を除く広報紙各紙面の下部とする。

ただし、広報紙の編集状況に応じて、位置を変更することができる。

（広告掲載料）

第7条 広告掲載料の額は、別表のとおりとする。

（支払方法）

第8条 申込者は、町長の指定する期日までに広告掲載料を納入しなければならない。

（掲載の中止、取消し）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当した場合は広告掲載を中止、又は取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料の納入がなかったとき
- (2) 虚偽の広告掲載又は変更の申し込みをしたとき
- (3) 広報の編集又は発行に支障を生じるとき

（広告掲載料の還付）

第10条 広告掲載料は、還付しない。ただし、広報紙発行者の責めによらない理由によって広告の掲載ができなかったときは、この限りではない。

（申込者の責任等）

第11条 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	金 額
裏表紙下段1段の2分の1相当 (縦65ミリメートル×横88ミリメートル カラー刷り)	5,000円
中面下段の1段の2分の1相当 (縦65ミリメートル×横88ミリメートル 2色刷り)	4,000円
中面下段の1段相当 (縦65ミリメートル×横180ミリメートル 2色刷り)	8,000円